

横浜市港南国際交流ラウンジ管理運営業務委託

質問・回答一覧

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| <p>「仕様書」の「5.業務概要 (2)国際交流ラウンジの機能に関すること エ 地域のニーズに応じた事業に関すること」に日本語教室を行う等と記載されています。当団体が運営してきた「日本語教室」や「個人レッスン」のように、生活のため必要な基本的日本語学習事業は、委託の範囲に入ると理解してよろしいでしょうか。</p> | <p>「地域のニーズに応じた事業」については、受託者の把握する港南区における課題に応じた内容での日本語教室を想定しています。日本語教室の内容や難易度について委託者から定めるものではありませんが、仕様書に記載の外国人市民と日本人市民の交流や相互理解を目的とした「日本語教室」及び日本語を母語としない子どもへの学習支援を目的とした「子ども向け学習支援教室」については、委託内容とご理解いただき問題ありません。</p> |
| <p>「プロポーザル募集要項」P4のカ（利用者からの参加料の徴収）の、「特定の個人の利用にかかる実費（材料等の経費）」を利用者から徴収する場合、具体的には、今後、明確になるということよろしいでしょうか。</p> | <p>各事業の実施に係る経費徴収について、委託者が個別に「この金額までなら徴収可能」などと定めることはありませんが、受託者決定後、必要に応じて協議を行うこととします。</p> |
| <p>港南ラウンジは、活動に使用できる場所が研修室1箇所ですが、より多くの市民に参加していただくため、たとえば区の他施設が利用できる場合、貸与を希望する旨、「提案書」に記載してもよろしいでしょうか。</p> | <p>事業対象や地域のニーズにあわせて、港南国際交流ラウンジでの事業展開のみに限らず区内施設の会議室等を利用いただくことは可能です。ただし、委託者による場所の確保や減免の適用等はありません。</p> |